

第四十三回国 参議院地方行政委員会會議録 第十三号

昭和三十八年三月十四日(木曜日)

午前十時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 石谷 憲男君
理事 小林 武治君
西郷吉之助君
林 虎雄君
市川 房枝君

委員 北口 龍徳君
沢田 一精君
館 哲二君
鈴木 壽君
松本 賢一君
鈴木 一弘君

國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

政府委員

自治省行政局長 佐久間 彌君
消防庁長官 藤井 貞夫君
消防庁次長 川合 武君

事務局側

常任委員 鈴木 武君
会専門員

説明員

自治大臣官 房参事官 松島 五郎君
自治省行政局長 松浦 功君
公務員課長

本日の會議に付した案件

○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

○理事の辞任及び補充互選の件

○地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(石谷憲男君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。本日は、消防関係二案について審査を行ないました後、地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部を改正する法律案の質疑に入りたく存じます。

初めに、消防法の一部を改正する法律案並びに消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案、両案を一括して議題といたします。

前回は引き続き、質疑を行ないます。御質疑の方は御発言を願います。○鈴木一弘君 組織法に關連して長官に伺いたいんですけれども、放射能の同位元素の扱いということが多くなつておりました、現在東芝であるとか、いろいろ原子力の炉もできておりますし、各病院そのほかに、ストロンチウム90であるとか、とあるいはラジウムであるとかいうものがかなりあるわけなんです。あの原子力関係の法律を見てくださいというところ、警察と消防が必ず出動しなきゃならぬというふうな規定がされておるようには思いませんが、ここに法律を持ってきていないんですか、その場合、まず一つ伺いたいの

したところが、その保安といえますか、保管が不完全のために、思わぬ被災を受けたいとも限らない。御承知だと思いますが、放射能をかけられても、熱くもなければ痛くない、かゆくもないというわけでありまして、十方マイクロキエリー単位くらいになりますというところ、二、三分でもつて死なな

きやならぬというふうなひどい曝射も受けましますし、あるいは汚染もされるという危険もあるわけですね。そういうふうな危険もあつておるわけですね。それから、科学技術庁のほかに、消防のほうとしてもどの辺にどういうふうな危険なものがあるということとはつかまれておられるんですか。

○政府委員(藤井貞夫君) R I施設等が全国的にふえて参るに従いまして、これに対する対策というものが近時非常に重要性を帯びて参つておるのであります。この施設に火災等が起きました場合におきましては、特に慎重な防護手段を講じまさんと大事を引き起こすということになりますので、私たちがこのほうにいたしまして、万全の措置を講ずるようには、いろいろ配慮をいたしておるところでございます。御質問の点でございますが、その点につきましては、私のほうへ科学技術庁のほうからそのつど通報を受ける仕組みになつておりました、通報を受けますと、直ちにこれを県を通じて各市町村の消防機関に連絡をする。そういう措置を具体的に講じておる次第でございます。現在われわれのほうでつかんで

おりますのは、R I施設等は全国に約九百六十カ所ばかりあるわけでございます。これらはずべて一覽表といたしまして、消防機関に通報をいたしておる次第でございます。

○鈴木一弘君 非常によくつかんでおられるので、安心していられるのですけれども、今度はこの組織法の中に、危険物取り扱いのことに、主任の試験とか、こういうふうなものがありま

す。原子力のほうでも同じように取り扱ひの試験などもあるわけでありま

すけれども、消防団員の、あるいは消防職員のそういうものに対しての訓練とい

いますか、指導といえますか、そういうのをこの教養訓練あるいはそのほかの中で十分やつていける、こういう

ように考えられるわけですね。

○政府委員(藤井貞夫君) P I施設の火災対策につきましては、かなり前から各方面から研究を費んでおり、現実にも訓練等に取り入れる段階にまだ

だんだん進んできております。しかし、率直なところを申せば、まだこれが確定版だということにまでは実は行つておらないのでございます。大まかな現象と、それに対する対策というものはむろんできておりました、東京消防庁その他の大都市消防では相当これについて防護手段というものが、現実に備えた訓練をやつております。ただ、これをもう少し確定版にいたしました、はつきりとした対策を打ち出し、また、消防機関としても、どうい

くべきかということにつきましては、さらに確たる研究が必要であるというふうな考へておるのであります。実は科学技術庁との合作で、われわれのほうの消防研究所にも、R I火災研究施設というものを現在建設中ござい

ます。大体完成の域に近づいておるわけでありまして、これを中心にしてひとつ対策の確定版を打ち出し、確定版ができましたらば、防護対策、防護施設、防護指導というものにつきます。さら

に万全の措置を講じて参る所存でございます。ちなみに、現在消防大学には特に科目を設けて、訓練をいたしておる次第でございます。

○鈴木一弘君 今の、ラジオ・アイソトープ—R Iの訓練をやつておるといふことですけれども、今度はそうし

ますと、その器具、機材ですね、いわゆるガイガー計数管あるいはフィルム・バッジというふうなものを用意し

ておかないと、先日も横浜の病院では、知らないうちに廊下のほうに放射

されておつたということがありましたし、また、運搬中あるいは放射中とい

うような標識がありますけれども、非常に、何と云うか、火災の標識とは違

いまして、危険物の標識とは違つて、一般人もわからない。まして専門に

たつておる方でも十分ではないんじゃないかという感じがいたすわけであり

ます。そういう器具、機材について、今だにぶろろえておられるような話

なんでしょうけれども、その備え方は、そういうのに対応して出て行かなければ

らないような消防署あるいは消防団、あるいは特定のものと限って、そういう機材を、あるいは防護機材を備えつけておられるのかどうか。それと、今、もう一つ申し上げた、いわゆる危険、放射中の標式の徹底、こういうことは各消防署まで完全に徹底されておりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻も申しましたように、大まかなところは徹底いたしておるといふふうに私たちが確信を持っておるわけでありまして、ただ、自信のある対策、したがって、それを前提にいたしまする各種の防護機材の整備ということにつきましては、今のところは完全にこれは整備されておるとは言いがたい状況でございます。大都市等については、かなり逐次まあ整備を見つつある段階でございますけれども、その他の消防機関については、なおそこまでは行っておらない。これらについてはすみやかに確定版を作つて、これに基づく指導の徹底をすみやかに講じたい、こう考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 それは、すみやかに徹底をできる限りやっていたきたい。特に放射能が入りましたときには、水も放射性を帯びますし、そうすると、たとえばラジウムの場合ですと、七千年近くたなければ放射能の害がなくならないという状態でございます。さらにもっと長い期間の必要なものもあるという。そういうような汚染の場合、立ち入り禁止等は警察のほうのことですけれども、今度はそれをばつぱり発見してやる。団員が、あるいは消防職員が一生懸命消火に努めたところが、飛沫がからだに降り注いだ、何年か

たつて気がついたということでは間に合わないわけでありまして。そういうような事故のときには、すぐ自分の被服であるとか、あるいは機材に放射能が残っているか残っていないか、そういうようなこともきちんと見させるように、これはたぶん必要ないと思いませんけれども、そういう機材までそろえていかなければならないではないか。そういう点についての考え方、そういうときの立ち入り禁止については、消防のほうとしてはどういふふうか、警察のほうなんかと話し合つていき

たいか、その辺の見解をどうぞ一つ。○政府委員(藤井貞夫君) R I施設等に対する対策といたしましては、まず探知器といわれるものは、これはどうして絶対必要であるか。それとR I施設等の所在が明確であるところに事が起こつたという場合には、これに立ち向かう消防機関というものは、どうしても防護服等の防護手段もつて身をまもつて行かなければならないし、その他のものについては、そこへ近寄らないように立ち入り禁止区域の設定ということをやつていかなければならないことは、これは当然でございます。この点は消防法自体の運用でもできますし、さらに、昨年から施行されました災害対策基本法によりまして、警戒区域なりあるいは立ち入り禁止区域というものの設定が可能なるような法的な手段ができておるわけでございます。その点につきましては、た

えず消防機関自身は具体的な消防計画、防護計画を立てます際に、地元警察当局と密接な連絡を保ちまして、どこまでは警察で、どこから先は消防機関というものの独自の権限であるというふうな点につきましては、はっきりした分担区域をきめて、協定の上で万遺憾なき措置を講じておるの

でございます。○鈴木一弘君 先ほどの質問で私もちょっと聞きがしたんですけれども、いわゆる原子力研究所の近所であるとか、あるいは東芝の研究所のそばであるとか、まあ比較にならないようなおそろしいほどの量を持つておるわけですか。そういうところの消防署についての特段の配慮というものですね、そういうものを大都市はやっていますようにあるとやうなものですけれども、消防庁として確実にそういうところにはいわゆるラジオ・アイソトープについての訓練というものが、及び資材というものを備えるようにしなければいけません、こういうふうなふうに行政指導といたすか、こういうふうなことはなされて

いますか。○政府委員(藤井貞夫君) 先刻申し上げましたように、われわれは、ほんとうはこれでもって絶対安全だという決定版を打ち出して、これに基づいての指導というものは、今後の課題としてなお残されておると申し上げておるわけでございますが、しかし、大まかな点については、そういう危険個所の察知とか、またそこにおいて被害事故等が起きた場合の応急対策というふうなことで、その前提としての必要最小限の器具、機材の整備ということにつきましては、もとより数年前からこれを周知徹底をいたしまして、訓練等もやれということでもって強力に指導は行なつておるのでございます。

○鈴木一弘君 火薬の爆発その他のほうはかなりこのごろ進んでおると思つておるけれども、どうしても、目に見えませんが、実際被害を受けても、目の前で気がつかないような放射能の害になつていかなこと、これから先原子力船もできますし、原子発電は当然のことでもありませんし、ありとあらゆる面、ガンの治療であるとか、あるいは雪の厚さまではかるといふところまで、ことごとく放射能が使われておる時代でありますから、そういう点についても、火薬の程度まで強力に、危険物として消防庁も、ただ科学技術庁まかせといふことなしに、積極的に取り組んでいかないと、向こうはいわゆる自分のほうが危険でせえなければいという考え方でもって、人命の尊重というところまでは行かないと思つて、これは消防のほうで積極的にやつていかなければならない仕事だと思つて、その点について一その努力をお願いしたいと思つておる。まあそれは意見しておきます。

もう一つ、それに関連してお伺いしておきたいんですが、組織法の中に、そういうような放射性物質の消火についての特別の研究あるいは指導を要するということ、そういう事項を一項目入れたらいいんじゃないかということも考えられるわけですが、危険物についてははつきりうたつてありますし、そういう点と、それから基金法のほうでありますけれども、水防のほうが入つて非常によかつたわけですが、今度今のような放射能の害ですと、害を受けてから何年かたつて消防団員や何か非常にかつた故障を起すところ、ところが一体どこでなつたかわからない、消防のそのときの害で

なつたかどうかということの認定は非常に困難だろうと思つておる。そういうようなときにもこの基金でもつてきちんと救済するようにしていく、補償していくのかどうか、その二つの点について御説明をお願いしたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 第一点でございますが、御意見としてはごもっともの点であると思つておる。ただ、消防法の建前は、やはり第一義的には火災ということを中心にしたしておりますために、R I施設等につきましては、R I施設関係で火災が起きたというを中心にして消防活動というものは組み立てられるわけでありまして、そういう意味で、特に原因にさかのぼつて放射性施設等について特に規定をする必要もないということになつておるわけでありまして、したがって、たとえ火災類につきまして、むしろ危険物行政としてダブる面もございまして、主管のところは、これは火災取締法——通産省関係の法律でもって規定をされるという建前です。それだけの系統が確立をされておるのであります。ただ、消防といたしましては、お話しのように、こういうことについては、消極的でありましてはたいへんでございます。いざという場合に備えて、やはりわれわれのほうも積極的に対応策というものを考究しておかなければならぬという点については、全く同感でございます。R I施設等につきましては、科学技術庁のほうも実は非常に心配をいたしておりまして、こちらから積極的に考えておりますが、向こうもやはりこれは消防の協力を求めなければならないというので、積極的に向

こうも話し合いを申し入れてきておりまして、具体的にそれらの点で意見の調整をはかり、はっきりと結論の出たものにつきましては、これを末端によく流し、周知徹底に遺憾のない措置を今後ともひとつとって参りたいと考えております。

それから、第二の点でございますが、その点と同じく公務災害ということになります。あとでもって出たものにつきましても、後遺症として原因がはっきりして、そのために障害が起きたという事になります。当然消防団員等につきましては本法の適用を受けることに相なるわけでございます。

○鈴木一弘君 ずつと関連して、ちょっと本論からはずれるかもしれませんが、消火栓の問題であります。消火栓が、先日の目黒の学校のと看にも、圧力が足らなくて困ったわけでありまして。最近、東京都も制限給水なしということだそうですから、安心していられるのですけれども、その消火栓自体がかなり、まあ何年十年くらい前に比べると、かなり数が減ってきているということが言われている。また、老朽もしてきているということが言われている。それが言われているわけですけれども、その点についてはいかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 消火栓の数が以前に比べて減ってきておるといふことは、そういうことはないのでないかと思っております。ただ、消化栓その他の消防水利というものが、東京都の場合においても、なお非常に不足をいたしております。絶対数が不足をいたしております。それと、水圧等の関係でもってこれがきわめて出が悪い。消防車がせつかくかけつけましても、フ

ルに活動できるだけの水利が見つからないということでもって、あたら小火災でとめ得るところを、延焼火災にまでしておるといふような事例があります。この点につきましては、東京都自身も特に消防水利のための対策協議会等を設けておいて、万全の対策を練っておりますけれども、いかにせん、水利の数が少ないということと、せつかく消火栓等があつてもこの水圧が低い、水の出が悪いということと、消防活動に支障を来たしておるといふことは、これは現実の姿でございます。そのために、いろいろ窮余の策をいたしまして、他の消火栓以外の水利というものを、不便なところから引っぱつてきてこれを利用するとか、あるいはどぶ川をせきとめてその水を利用するとかというふうな、非常な苦しい手を打つて当面の糊塗をいたしておるような現況でございますけれども、やはり根本的には、何と云つても、消火栓その他の消防水利というものを増設をするということと、水の絶対量自体をやはりどうして

もふやしていくという、最も基本的なことを解決するために、もつと抜本的な対策を講じておく必要があるのではないかと思っております。欲を言いますれば、消防のための専用水道といったものができれば、これは一番理想的でございます。しかし、なかなか財政その他の都合でそこまで参りません。しかし、少なくとも、今後たとえ工業用水道というふうなものを作ります際に、工業用水道自体にやはり消火栓も一緒につけてもらうというふうなことは、最小限の措置としてやつて参りますように、われわれのほ

うも、政府の立場といたしましてその実現に努力をして参りたいと、かように考へておる次第でございます。

○鈴木一弘君 消防の水利調査研究会のほうの話ですと、十年前に比べると四割消火栓が減つておるといふわけですね。今の長官のお話だと、減つてないという話ですけれども、この点極力ふやしていきたいということですね。まあ幾ら設備の近代化を行なつても、消火栓が不足であるということになつて水がないということであれば、火災に出勤しても役に立たぬということになつて参ります。どうですか。だいたい違つておるのですが、どうなんですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 私は、消火栓自体が減つておるとは思いません。ただ、おそろく、鈴木先生のお手元の資料等でどうなつておるか存じませんが、絶対的な能力が落ちておるといふことではないかと思つておる。

○鈴木一弘君 組織法のことでございますが、条文上のごとで、今度第一条に、「水災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する」云々と、こういうふうになりまして、災害の防止ということが新しく入つておるのであります。概念的には、水災又は地震等の災害を防止するといふようなことを消防の任務とする、こういうことになりまして、どういふことになりまして、たとえば火災予防とか、そういう面ではいろいろのことをやつておるし、また、やらなければならぬといふことはわかります。それにしても、ふだんいろいろ消防の火災予防の問題等はあ

一つの範囲があるのじゃないかと思つし、特に、水害あるいは地震の災害を防止するといふようなことになりまして、この消防といふことの具体的な内容がちょっとわからぬので、どういふことをここで考へておられるか、どういふことか、そこら辺ひとつお話し願ひたいと思つておる。

○政府委員(藤井貞夫君) 消防の任務は、一つは対火災の機能でございます。火災につきましては、いわゆるこれは本命の任務でございます。予防から始まつて警戒、鎮圧といふところまで全部一貫してその対策に当たつていくというのが、消防の本来的な機能でございます。しかし、消防は、それだけにどまらずして、現実の活動といつたとしても、洪水の警報が出る、といったような場合には、出動いたしまして、これの予防、鎮圧等に当たつておるといふことでございます。さらに、地すべりなり、なだれといふような場合においても、そういう危険が迫つておるといふ場合においては、出動して、これの対策に当たつておるといふのが現実の姿でございます。ところが、今までの規定を見ますと、火災については問題ございません。それ以外の災害といふことは、ほんの少しも、その他の災害といふことをもつてその任務とするといふことを書いておるわけでございます。被害の軽減といふことを字義どおりに見ますと、災害が起る——災害が現実には起るといふことを前提にして、起きた場合にその被害を軽くしていくといふことで、非常に字義どおりに参りますと、狭くなるわけでありまして、これを水害の場合に当てはめて

参りますと、堤防が切れた、切れたらそこに被害が発生するわけですから、その場合に初めて消防といふものは活動するのだといふような誤解を招くおそれがあるわけでありまして、しかしながら、そういうことはこれは現実の姿にも反しますし、消防組織法なり水防法の考え方でもございせんので、従来も解釈上はこの被害の軽減といふことの中に、いわゆる現場的、応急的な予防活動といふようなものは含まれるのだといふふうに解釈をして運用をしてきておるわけでありまして、また、それが現実の姿に合う解釈ではあるまいかといふふうに考へられておるわけでありまして、先般の災害対策基本法の制定ということによりまして、消防といふものが、ただ単なる水災といふようなことでなくて、もう少し広範な災害といふことにも、第一線の機関として活動するということとが、明確に位置づけられたということにもなつて参りました。そういうふうな点もございまして、この際、消防組織法についてもその任務を明確にいたしまして、従来被害の軽減といふことの一項として読んでおりました、応急活動としての、現場活動としての災害防止——防止あるいは除去といふことにつきましても、その任務の中に、つきり入るのだといふこと、たすことが適当ではないかといふこと、こういう改正案を提案申し上げた次第でございます。ただし、この消防といふのは、あくまで今申したように現場活動的な応急措置的な考え方でございます。対火災機能でもって

持っておりますように、一般的な予防

持っておりますように、一般的な予防

といったようなものは、ここでは考慮しておりません。一般的な予防というところまで予防の任務が入りますのは、何といつても対火災機能でございまして、その他の災害の予防、いわゆる一般的な予防——治山治水というようなことを含める広い意味の予防活動というものは、それぞれの法規に従ってそれぞれの所管の省庁が責任を持ってやっていく建前でございまして、それまで消防が全部責任をになつていくという建前ではむしろございせん。あくまで応急的な現場活動的な機能を中心としたしまして、防除をつけ加えていく。先例申した例でさらに申しますれば、堤防についても、堤防の切れかけるところは、やはり補強して堤防が切れないような措置を講ずる、そういうことは当然消防の任務として中に入ってくるものであることを明確にやらしめるようにいたしましたのが、この趣旨でございまして。

○鈴木壽君 今お話しいただいたように、私も消防としての災害防除というのは、いわば応急的な——今水害の例を一つとってみますと、あるいは地震等の例をとってみますと、応急的な、それからまああなたの言葉で言えれば、現場活動的なそういうものには出られないんじゃないだろうかと思つておられますし、お答えはそうであつたかと思つておられますが、ただ言葉でここに「水災又は地震等の災害を防除し」ということになりまして、何かもつとまた従来考えられておつた、あるいは従来してきたこと以上に、何かここにまた大きな考え方があつて、それ以上に、従来以上に出て行くんだ、いろいろな対策なり措置等

についてそういうことでもあるのかなあと、こういうふうに私この文章から、特に一つの改正のそれなんでございまして、考えたわけなんでありまして、問題は、そうなりまして、非常に広範になりますし、また、今の消防なりそういう仕組み等からいたしまして、能力等からいたしまして、なかなかたいへんじゃないかな、こういうふうにも考えましたもので、ここを少しはつきり承つておきたいと、こう思つてお尋ねをしたのであります。結論的に申し上げますと、これは、たとえ水害等の際には、水害の防除ということを考えて場合には、いわゆる根本的な水害防除対策、治山治水なりその他いろいろ施設の問題なり、そういう問題でなしに、いわば洪水が予知されるというような場合に出て行つて、もし堤防の決壊のおそれがある場合には、そういうものの災害が起らないような措置をする、補修もしなければならぬでありますし、あるいは場合には、付近の住民の避難についての指示を与えたり、いろいろなことをする、こういうことがここでいう水害防除に当たるといふことだ、こういうふうに考えてよろしゅうございまして。

○政府委員(藤井貞夫君) そのとおりでございまして。ここに「防除」という、特にこういう言葉を使いましたのは、予防というようにすることになりまして、非常に言葉として広きに過ぎる、また、疑問を、誤解を起すおそれもありますので、現場活動的な応急措置的な面をとらえて「防除」という言葉を使ったのでありますのと、もう一つは、自治省設置法の第三条に「自治省

の任務」というのがございまして。お手元の消防小六法の十六ページでございまして、「自治省の任務」というのがございまして。これは消防庁が自治省の外局になりました際、このときに改訂をされた表現でございまして、最後のほうに自治省の任務といたしまして、「消防に関する事務を処理し、もつて、水災等による災害の防除に資することを任務とする。」、こういうふうに言つておることでもございまして、これとの平仄も合わせ考えまして、「防除」という言葉を使つたわけでございます。趣旨は今お話しになりました、そのとおりということでございます。

○鈴木壽君 この防除という言葉の内容はわかりましたが、これのいわば応急的なあるいは現場のいろいろな活働措置、そういうことだけでなしに、消防の立場から、こういう災害の防除という立場から、たとえば水害の防除、あるいは火災の防除、こういうことに対しては、強い発言権なり、そういうものがなければならぬやうな気が私はするのであります。と申しますと、たとえば建設省等で、一つの水害の問題に関連して申し上げます、それこそ治山治水のいろいろな対策とする、あるいは堤防のそれをやる、こういう場合にあなたの方の立場から、もつと意見があつてしかるべきじゃないか。特に火災の問題等になりますと、建築の、せんだつてもどなたでございましてか、市川委員でございまして、違法建築とかなんとかということや質問があつたのであります。そういう火災防止の建前から、建築物なりあるいはその他の施設について、もつ

と強い発言権なり意見なりというものが、あるいはまた、場合によつては力というものがなければならぬんじゃないだろうか、こういうふうに思うのであります。その点、せんだつての市川委員の質問にもお答えになつておりましたが、特に今問題を建築物の場合に限つて申し上げますと、その点についていかがでございましょうか。

○政府委員(藤井貞夫君) 私も、現実第一線で活動しておるその体験からにじみ出ます貴重な意見というものを、あらゆる行政にもつと強く反映せしめるといふことが必要であらうというふうに思つておられます。おかげをもちまして、皆さん方の御協力で消防の体制というものもだんだん強化されてきて参つておりますことは、これは事実でございまして。前と申しましては、戦前はむしろのこと、当初自治消防庁として発足いたしました際には、なかなか消防というものの地位も確立されませんでした、したがつて、各行政分野に對する発言権というものも非常に少ないものであつたように思つておられます。しかし、その後だんだん地位も確立されて参りまして、その立場からする要請というものが、実際の各省の行政の展開の上におきまして、また、法体系の上におきまして、だんだん整備されてきておるのであります。消防組織自体につきましても、私から申し上げますまでもなく、消防計画の問題、あるいは防火管理者の問題、消防用機械器具の設置の義務の問題、あるいは危険物行政に対する進出というやうな一連の問題を通じて、漸次、消防の現実の体験に基づいた発言というものが尊重されるやうな建前になつ

てきております。しかし、まだ今の体制で、これで十分であるとは言ひ得ない状況ではないかと考えておるのであります。ただ、先般でございました災害対策の基本法におきましては、さらに私たちのそういう見解を、大きく全体の防行政の上に反映せしめていく仕組みを確立することが必要であるという建前から、それぞれ措置が講ぜられておられますが、その中の一つに、防災計画というものの策定に当たります。防災計画におきましても、その構成メンバーに消防機関というものが必ず加わるということを法制的に担保いたしました。それは、ただ単に火災対策というやうな見地からではなくて、防災ということを効果的に推進するためにはどうあるべきかという考え方を、消防機関の見地からして、これを反映せしめる、そういう仕組みにもいたしましたやうな次第でございまして。私たちがいたしましては、現場的なそういう体験からにじみ出る意見というものを、今後さらに行政の各分野に浸透させるために、一そうの努力をいたして参りたい所存でございます。

○鈴木壽君 その点私は強く望んでおきたいと思つておられますが、さらに関連して、今のお答えの中にもありました防災計画あるいは防災会議、こういうものがここにはつきりきめられておられますし、防災計画の中にも、防災業務計画なりあるいは地域の防災計画というものもちゃんと作らなければならぬ、こういうことになつておるのであります。その中に、今のお話では、必ず消防関係者が入ることになつておる。

これは一つのチャンスであります、それはそれでいいと思うのです。そこで、防災計画等がどのように今各地域にわたっての計画を立てられているのか、全国的に何かつかんでおられますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 法制上の建

前としたしましては、御承知のように、防災計画には防災基本計画、それから防災業務計画、さらに地域防災計画というものがあつて、防災基本計画というものがあつて、これに基づいて各省庁の作る防災業務計画ができて、さらに基本計画と業務計画というものの策定を前提としたしまして、地域の防災計画ができるという順序になるわけでありまして。この点につきましては、現在、防災基本計画をまず作るものが前提であるという建前から、目下総理府防災会議を主体として、現在その作業に入っております。各省庁に対しては、防災基本計画に織り込むべき事項としてどういうものを取り上げたいかというふうなことも資料として徴しまして、漸次これを固める段階に入っているのではありません。それはそれといたしまして、しかし、災害というものは一日も待つてくれるものではございません。せっかく基本法ができて、しかも、防災計画、防災会議というふうな制度もできたのに、それを、基本計画ができていなければ、地域の防災計画も立てられないというふうなことは困るというふうな考えから、順序は若干逆でございますけれども、私たちのほうとしては、都道府県の地域防災計画というものを現実としては先行させ

て、これをひとつ立案せしめることを急ぐべきであるという建前をとつて、実際上の指導をやっているわけでありまして。これは、できませんれば、基本計画ができた場合、それとにらみ合わせ

て、さらに調整をとり補正を行なうということも可能でございますので、そ

ういう方法で目下指導をいたしております。その指導の前提として、地域防災計画の策定要領といったものを一応素案として作りまして、これを各県にもお示しをいたしまして、それのつとめて県の地域防災計画の素案というものを作るように、目下連絡をいたしているわけでありまして。県によつてお早いところは、相当まもなく、かなり進んだところでは、相当まとまった地域防災計画の草案ができてきていて、進んでいる段階でございます。基本計画については、私がとやかく言うべき筋合いのものではございませんが、しかし、われわれの立場として、私も、また、私自身が中央防災会議の構成メンバーに入っているというふうな見地から、この策定は内部にあってはつとめて促進をさせたいと思つておられますので、さらに、県なり市町村に対しては、地域防災計画の策定というものを、実質上テンポを早めて促進すべきであるという点について、目下鋭意努力をいたしている最中でございます。

で、当時、いわば災害に対する根本をなす法律だということで、だいぶ世間からも期待もされておつてきた法律、その大事なものとしまして、防災計画というものを作らなければならぬというところになつておるにもかかわらず、国自体が、今言つたような、私の見るところでは、どうもさっぱりはかどつておらぬ。したがつて、地方のそれもまだできておらぬ、こういうことについて

なことを、ぜひひとつ積極的にやつていただきたいと思うのでありますが、これはもつぱらあなたのほうの指導と言いますか、そういう事例によつて行なわれていくことなのでございませうか、その点どうなんでしょうか。

局部的でもだんだんと固めていくという指導を行ないたいと考えておりますが、何かまとまつたような所はございませんか、現在のところ。

○政府委員(藤井貞夫君) 防災会議の活動の面から見ますと、消防庁長官が防災会議の事務局の次長の一人になつておられます。その中の分担事項として、地域の防災計画の策定、指導というものは私のほうの所管ということに話し合ひで相なつておりますが、事実上は、今お話の出ました地域防災計画の策定についての指導は、私のほうでやるということになつておるのであります。その建前を前提にいたしまして、先刻申し上げましたような策定の要領というものを一応作りまして、これを県に流して、これを中心に、これを県に流して、これを中心に、地域防災計画の策定に資していただきたいというので指導を行なつておる次第でございますが、お話しの方はともつともであります、われわれといたしましては、そう完璧な防災計画というものはないので、今までの経験に従つて当然考えていかなければならぬ災害の種類というものがおののおのあるわけでありまして、水害なら水害というふうなものにしようという見舞われるという地域があるわけでありまして、雪なら雪ということで毎年苦しむというふうな地方はおののから限定されるわけでありまして、重点事項というものはそれぞれきまつてくるわけでありまして、そういうものを中心といたしまして、地域防災計画というものを

○政府委員(藤井貞夫君) かなりまとまつたところが数県ございます。

○鈴木壽君 そのういふ所は、市町村段階まで今の地域防災計画を作る仕事が進んでいるようでございますが、あなたの方の見方はどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 市町村の段階までは、まだそれほど進歩をいたしておる所はございません。

○鈴木壽君 むしろ私は大事なものは、先ほど申しましたように、それぞれ地域によつて特徴的な災害問題があると思つておられますが、とりあえずひとつ市町村における、その地域における、これはまあ孤立してできるわけじゃございせんけれども、いろいろ他の地域との関連もありまして、とりあえず、そういうものでも作つていかなければならぬと思つておられますが、そういうふうな、私申し上げましたような考え方でお進みになるというふうにお考えですか。それとも、いや国全体の計画もまだできていないのだ、県の段階においてもまだ作業に着手したばかりなんだ、それでは市町村だけというふうなことになると無理じゃないかというふうなお考えなのか、そこら辺どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 並行して進めていくことが適当であらうというふうな考えでおります。お説のように、基本計画ができたならば業務計画もで

て、当時、いわば災害に対する根本をなす法律だということで、だいぶ世間からも期待もされておつてきた法律、その大事なものとしまして、防災計画というものを作らなければならぬというところになつておるにもかかわらず、国自体が、今言つたような、私の見るところでは、どうもさっぱりはかどつておらぬ。したがつて、地方のそれもまだできておらぬ、こういうことについて

○政府委員(藤井貞夫君) かなりまとまつたところが数県ございます。

○鈴木壽君 そのういふ所は、市町村段階まで今の地域防災計画を作る仕事が進んでいるようでございますが、あなたの方の見方はどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 市町村の段階までは、まだそれほど進歩をいたしておる所はございません。

○鈴木壽君 むしろ私は大事なものは、先ほど申しましたように、それぞれ地域によつて特徴的な災害問題があると思つておられますが、とりあえずひとつ市町村における、その地域における、これはまあ孤立してできるわけじゃございせんけれども、いろいろ他の地域との関連もありまして、とりあえず、そういうものでも作つていかなければならぬと思つておられますが、そういうふうな、私申し上げましたような考え方でお進みになるというふうにお考えですか。それとも、いや国全体の計画もまだできていないのだ、県の段階においてもまだ作業に着手したばかりなんだ、それでは市町村だけというふうなことになると無理じゃないかというふうなお考えなのか、そこら辺どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 並行して進めていくことが適当であらうというふうな考えでおります。お説のように、基本計画ができたならば業務計画もで

て、当時、いわば災害に対する根本をなす法律だということで、だいぶ世間からも期待もされておつてきた法律、その大事なものとしまして、防災計画というものを作らなければならぬというところになつておるにもかかわらず、国自体が、今言つたような、私の見るところでは、どうもさっぱりはかどつておらぬ。したがつて、地方のそれもまだできておらぬ、こういうことについて

○政府委員(藤井貞夫君) かなりまとまつたところが数県ございます。

○鈴木壽君 そのういふ所は、市町村段階まで今の地域防災計画を作る仕事が進んでいるようでございますが、あなたの方の見方はどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 市町村の段階までは、まだそれほど進歩をいたしておる所はございません。

○鈴木壽君 むしろ私は大事なものは、先ほど申しましたように、それぞれ地域によつて特徴的な災害問題があると思つておられますが、とりあえずひとつ市町村における、その地域における、これはまあ孤立してできるわけじゃございせんけれども、いろいろ他の地域との関連もありまして、とりあえず、そういうものでも作つていかなければならぬと思つておられますが、そういうふうな、私申し上げましたような考え方でお進みになるというふうにお考えですか。それとも、いや国全体の計画もまだできていないのだ、県の段階においてもまだ作業に着手したばかりなんだ、それでは市町村だけというふうなことになると無理じゃないかというふうなお考えなのか、そこら辺どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 並行して進めていくことが適当であらうというふうな考えでおります。お説のように、基本計画ができたならば業務計画もで

て、当時、いわば災害に対する根本をなす法律だということで、だいぶ世間からも期待もされておつてきた法律、その大事なものとしまして、防災計画というものを作らなければならぬというところになつておるにもかかわらず、国自体が、今言つたような、私の見るところでは、どうもさっぱりはかどつておらぬ。したがつて、地方のそれもまだできておらぬ、こういうことについて

○政府委員(藤井貞夫君) かなりまとまつたところが数県ございます。

○鈴木壽君 そのういふ所は、市町村段階まで今の地域防災計画を作る仕事が進んでいるようでございますが、あなたの方の見方はどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 市町村の段階までは、まだそれほど進歩をいたしておる所はございません。

○鈴木壽君 むしろ私は大事なものは、先ほど申しましたように、それぞれ地域によつて特徴的な災害問題があると思つておられますが、とりあえずひとつ市町村における、その地域における、これはまあ孤立してできるわけじゃございせんけれども、いろいろ他の地域との関連もありまして、とりあえず、そういうものでも作つていかなければならぬと思つておられますが、そういうふうな、私申し上げましたような考え方でお進みになるというふうにお考えですか。それとも、いや国全体の計画もまだできていないのだ、県の段階においてもまだ作業に着手したばかりなんだ、それでは市町村だけというふうなことになると無理じゃないかというふうなお考えなのか、そこら辺どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 並行して進めていくことが適当であらうというふうな考えでおります。お説のように、基本計画ができたならば業務計画もで

て、当時、いわば災害に対する根本をなす法律だということで、だいぶ世間からも期待もされておつてきた法律、その大事なものとしまして、防災計画というものを作らなければならぬというところになつておるにもかかわらず、国自体が、今言つたような、私の見るところでは、どうもさっぱりはかどつておらぬ。したがつて、地方のそれもまだできておらぬ、こういうことについて

○政府委員(藤井貞夫君) かなりまとまつたところが数県ございます。

○鈴木壽君 そのういふ所は、市町村段階まで今の地域防災計画を作る仕事が進んでいるようでございますが、あなたの方の見方はどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 市町村の段階までは、まだそれほど進歩をいたしておる所はございません。

○鈴木壽君 むしろ私は大事なものは、先ほど申しましたように、それぞれ地域によつて特徴的な災害問題があると思つておられますが、とりあえずひとつ市町村における、その地域における、これはまあ孤立してできるわけじゃございせんけれども、いろいろ他の地域との関連もありまして、とりあえず、そういうものでも作つていかなければならぬと思つておられますが、そういうふうな、私申し上げましたような考え方でお進みになるというふうにお考えですか。それとも、いや国全体の計画もまだできていないのだ、県の段階においてもまだ作業に着手したばかりなんだ、それでは市町村だけというふうなことになると無理じゃないかというふうなお考えなのか、そこら辺どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 並行して進めていくことが適当であらうというふうな考えでおります。お説のように、基本計画ができたならば業務計画もで

きない、また地域防災計画もできないというふうな法の建前のような仕組みにならなくてはなりません、それも言っておられませんので、われわれとしては、さしたたり、県の地域防災計画を建前といたしまして早急に行なうように指導いたしておるのであります。しかし、さらにこれと並行いたしまして、市町村自体のそういう計画としては必要なことは、現実の姿としては、私が言っています、今の御趣旨の点では、私といたしましては、基本計画ができないけれども、基本計画ができて、並行してこれを進めるように、さらに県を通じて指導を強化するように進んで参りたいと思っております。

○鈴木壽君 防災会議は、地方段階で、都道府県の段階、それから市町村の段階、それぞれある。そういう会議は開かれたりですか、それとも、まだ開かれておりませんか。

○政府委員(藤井貞夫君) 県は全部できました。そうして何回かの会議はほとんどの県で全部やっております。市町村の段階では、まだ全国的に見て、おそらく半分までには至っております。おそれか、今われわれのほうで調査をいたしておりますけれども、そういう段階になっております。

○鈴木壽君 各行政官庁の業務計画の進捗の結果等について、中央の会議等へ、まあ、あなたも出ておられるのですが、そういうことについて何かどういうふうになっておられるか、おわかりになりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 各省庁の業務計画は、それぞれの内部的には、寄り寄り相談はいたしているらしいが、

は見えますが、形をとって具体的にどうだというふうなところは、まだ全然ございませぬ。聞いておりませぬ。このほうはすべて基本計画の策定が基本である、それによつて業務計画自体の骨子というものが、また姿勢自体もきまつてくるのだという態度をとつておるのが現状でございます。

○鈴木壽君 そうしますと、問題は基本計画ができていないところにすべてのものがあつて、こう言わなければならぬ状況になつておると思つて、見通しとしてはあれですか、いつごろこれができるというふうな考へておられますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 去年の見通しをいたしましては、一応目標を三月末日に置こうではないかということ、各省庁に対しても協力を求めておつたのであります。しかしながら、その後におきます豪雪対策等に追われておりました、テンボがかなりおくれおるようでもあります。しかし、われわれといたしましては、防災会議の内部構成メンバーといたして、さらにこれの推進をはかつて参りたいと思つておりますが、今のところいつできるかというところについては、まだ確たる見通しを申し上げられる段階になっておりません。

○鈴木壽君 大臣、お入りになつてすぐでございますけれども、今、実は防災計画のことについて組織法に関連してちよつとお聞きしておつたのでありますが、防災基本計画がまだできておらない、いつごろになるのか、それすらちよつとはつきりしない、したがつて各省庁の関係機関の業務計画もできないければ、また地方の地域の防災

計画もできておらないというのが明らかになつたわけなんです。そこで大臣ひとつ、まあ直接大臣として、今中央の防災基本計画の策定樹立というものをやはり早急にやらなければいけないと思つておる。で、私、いろいろこまかい問題がたかさんあると思つておる、なかなかこれはたいへんだと思つておるけれども、しかし、いわば基本計画としての骨になるところをとりあえず――将来の修正なり改定なりというものはこれはあり得ても、ともかく一つのものを作らなげやならぬじやないかと、そうでないと今申し上げたように、各行政機関の業務計画も基本計画待ちだ、また地方の地域防災計画も、やっぱりそういう基本になるものがな

いとはつきりしたものを打ち出せないようでありませぬ、それから、法からいつてもやはり今言つたようなことになつてくると思つております。そこで、特に大臣はこの問題について非常に關係が深い大臣であり、むしろ中心になつて、そういうことについて努力していただかなげやならぬ方であると思つておるから、その促進方についてひとつ私ほうんとがらばつていただきたいと思つておる、何か最近そういうことについての会議なり、あるいは仕事の進み方等についてあなたと關係したようなことはございませぬか。

○國務大臣(藤田弘作君) 防災計画の問題につきまして先般、参議院の予算委員会において内閣総務長官に御質問があつたわけでありませぬ。そのときに、一生懸命にまあやつておる、が、まだどうしても二、三何と申しますか、材料といひますか、調査と申しますか、至らない面があるので、ちよつ

とおくれておる、そこで、もうあとしばらくたつておる、というふうな総務長官からの答弁がございまして、そのあと私、総務長官に会ひまして、どうなんだという話をしたところ、今、これはほんんどむずかしい問題だけれども、まあできるだけのものを作る考えで一先懸命にやつておる、ですか、もうしばらく待つて下さいといふ、そういう総務長官の話がございまして、私、もともと自治大臣になりましたときからこの防災計画というものは非常に重視し、また主張いたしまして――大体今のまあ政府でも皆、国民と申しますか、国会方面におきまして、災害の起こつたあとと跡始末のためには何百億という金を出すと、これは割合に平気で出しておる。しかし予防のためには何百億の金を出すと、これは、いろいろな折衝をしてみましても、実はなかなかスムーズにいかない。私はこれは逆だと思つておる。毎年々々災害を起して、その跡始末のためには何十億、何百億という金を使う、となつて、要するに防災計画といふものをきちんと立てて、そして予防のたぐいも相当の金を出し、事前に災いを防ぐといふことが一番大事だ。防災計画といふのは、もちろん災害を受けたあとのこともありませぬが、とにかく災害を受けない前の一つの手段として、そういうことは当然考えなければいけない。少し答弁が長くなりました。恐縮ですけれども、この前も閣議におきまして、もし東京に關東大震災のようなものが起こつた場合に、政府は一体それに対してどう対処するつもりか。あの当時は四十万台しか自動車が多くなつた、今日八十万台――どう

するのだということで、まあ消防あるいはその他の重要性について述べたのであります。終始一貫そういう考えを持っておりまして、私もその重要な責任を感じ、そうしてやろうと思つております。ただ今のところ、直接の防災計画を立てているところは内閣総務長官でございます。この総務長官とよく相談をしてやりたい。その必要性とか、緊急性というものについては、非常に重要に考へておる次第でございます。

○鈴木壽君 大臣のお話のように、私はやはり災害が起つてからの跡始末のこと、もちろんこれはやらなければならぬ、場合によつては何百億でも投入して復旧をしなければならぬ、それはそのとおりであります。と同時に、あなたがおつしやるように、予防と申しますか、防除と申しますか、そういう面では一日も早く対策を講ずることが、むしろそういう災害を少なくし、そうしてまた、あとから復旧のための金を使わなくても済むといふ、こういうことで、これは基本にならなければならぬ問題だと思つておる。そこで、この基本法に防災計画のことを規定して相当詳しい規定までしたことは、私はその趣旨だと思つております。ところが、その基本法はできて一年以上たつても、なおかつ目鼻がつかない。これはさつきも言つたように、非常にめんどむずかしい問題がたかさんあると思つておる。さつきも言つたように、非常にめんどむずかしい問題がたかさんあると思つておる。さつきも言つたように、非常にめんどむずかしい問題がたかさんあると思つておる。さつきも言つたように、非常にめんどむずかしい問題がたかさんあると思つておる。さつきも言つたように、非常にめんどむずかしい問題がたかさんあると思つておる。

大臣、今せっかく御答弁いただいたわけでありませうけれども、これは強きつとつ御努力をいただいた、早くでかさないといふのでない、さつき申しましたように、地方のそれができていない。やはり基本になるものが立たないこと、地方のほうでも作れないといふふうに一応なっています。さつき申すから、どうかひとつ、この点については、総務長官との話し合いの中に出るべきでございませうか。いつごろになれば大体できそうかというふうなことでお出でませうか。

○国務大臣(篠田弘作君) 総務長官の話では、一生懸命やっているんだが、めんどろでしてね。まあ向こうの言ったとおりに近く申し上げますと、これはめんどろでしてね、どうもあと二、三どうしてもつかえている問題がある。という、そういうこと——使った言葉までははっきりしておりましたが、そういうふうなことでございませう。しかし一生懸命やっているという、これは一生懸命やっているという、それから率直に言うと、総務長官、これは各省から持ち寄って来なければどうにもならないので、まあ私のほうは窓口にはなっているんだけれども、各省から持ち寄ってやらなければどうにもならないのです。ということも、そのとき言っておりました。これは実情だと思ふ。そこで、今度の閣議か何かのときに、私から発言でもしまして、なるべく早く各省のものは各省で持ち寄ろうじゃないか。それから今、鈴木さんがおっしゃったように、上が

できなければ下ができないというお話がありました。これはやつぱり、相関関係がありますから、地方は地方なりの一つの案というものを持ってもいいのじゃないかというふうにも考えております。いずれにしても、等閑に付することができないので、緊急を要する問題でございませうので、全閣僚一致しまして、各省の分担についてはそれぞれの責任において進捗させる、そういうふうにやりたいと、こう思っております。

○鈴木壽君 ひとつぜひ強く推進するように大臣に希望しておきますが、と同時に、先ほど私、消防庁の長官にもお聞きしたんでありますが、地域によつては、地域的な特殊な災害というものも考えられるところがあるわけなんです。たとえば地すべりの地帯というところがあるわけなんです。これはもちろん、さつきから言っている国のこれに対する基本的な計画なり、それに対する対策なりというものがなければ、地方だけで何ともかんとも幾ら努力しても、そういう問題がありますけれども、しかし、そういうことに對する少なくとも応急的な対策なり検討なりというものが、早急に持たなければならぬじゃないか。毎年のように、ちよつとした雨で河川のはらんらん、そういう被害を受ける地域もある。こういうことに対して、いつまでたつても国全体の計画なり、あるいは大きなその県の計画がなければどうにもならぬという問題でも私な

くぢやならぬと思ふのであります。その点も先ほど藤井さんからそういう点について、今指導しておるんだという話を聞いて、私はそれなりに了承いたしました。この機会でございますから、大臣にもその点をよくお含みの上で、今後万全の対策を立てていっていただくようにということ、私希望しておきたいと思ひます。

それから防災計画の中にも関係しますが、実は、たとえば防災計画の中で重点を置くべき事項としてここに列挙されておる中に、これは基本法の第三十五條の二項一の本でありませうが、「地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項」と、こういうふうな

うふうな規定であります。第一点は、臨時の経費というものはどういふものをさすのか、それから第二点は、災害対策基金というものを新たに設けるのかどうか、この点、まず最初に二点について、大臣から。

○国務大臣(篠田弘作君) 災害対策基金につきましては、すでに積み立てをやっているわけでありまして、地方財政法に基づく積立金が、県分が二百二十九億円、市町村分が五十八億円、合計二百八十七億円というものは、もうすでに積み立てられておるわけです。これは災害の発生に伴ひまして——臨時というものは、おそらくその経費に充てていくということであろうと私は思うわけでありませうが、とにかく予測しな

定しようとするのか、この点でございませう。

○国務大臣(篠田弘作君) これは別個の法律を新たに作つて積み立てをさせるといふことでなくて、現行制度のもとにおいて積み立てをしていく、こういう意味であります。

○鈴木壽君 そうすると、この百一十條の規定の「別に法令で定めるところにより」といふのは、先ほど大臣がお話になりました地方財政法第四條の三、あるいは第七條にある積立金をいつているのですか。

○国務大臣(篠田弘作君) そうでございませう。

○鈴木壽君 そうすると、災害関係の積み立ての問題になりますと、地方財政法だけでなしに、災害救助法にも、第三十七條に、災害救助基金のことが規定されて、それぞれこれはもうこの法によつて、額の点はともかく、各都道府県それぞれこれは積み立てしておりますが、ではこれは含まれますか、含まれませんか。

○説明員(松島五郎君) この災害対策基金法を制定いたします場合に、「別に法令で定めるところにより」といふのは、いかなる意味であるかということ、立法当時私ども事務当局の間では議論のあったところでございませう。そこで「法令で定めるところにより」に「別に」といふ言葉をつけるかつけな

いかにという議論が、ほかの条文にもいふたのでございませう。それは「別に」といふ言葉をつけようとつけまいと法的な意味において全く同じである。要するに、この災害基本法以外の法令によつて定めるところで積み立てをす

るべきです。そのとき言っておりました。これは実情だと思ふ。そこで、今度の閣議か何かのときに、私から発言でもしまして、なるべく早く各省のものは各省で持ち寄ろうじゃないか。それから今、鈴木さんがおっしゃったように、上が

きかぬ。臨時の経費というものはどういふものをさすのか、それから第二点は、災害対策基金というものを新たに設けるのかどうか、この点、まず最初に二点について、大臣から。

○国務大臣(篠田弘作君) 災害対策基金につきましては、すでに積み立てをやっているわけでありまして、地方財政法に基づく積立金が、県分が二百二十九億円、市町村分が五十八億円、合計二百八十七億円というものは、もうすでに積み立てられておるわけです。これは災害の発生に伴ひまして——臨時というものは、おそらくその経費に充てていくということであろうと私は思うわけでありませうが、とにかく予測しな

いかにという議論が、ほかの条文にもいふたのでございませう。それは「別に」といふ言葉をつけようとつけまいと法的な意味において全く同じである。要するに、この災害基本法以外の法令によつて定めるところで積み立てをす

るべきです。そのとき言っておりました。これは実情だと思ふ。そこで、今度の閣議か何かのときに、私から発言でもしまして、なるべく早く各省のものは各省で持ち寄ろうじゃないか。それから今、鈴木さんがおっしゃったように、上が

れば、それは別に法令で定めるところによるのだ、こういう解釈であつたのでございます。したがって、ただいま御指摘のございました災害救助法に基づく災害救助基金の積み立ても、もちろんここに言う「別に法令で定めるところにより」ということになると思ひます。また先ほど大臣から御説明いたしましたように、地方財政法等によつて積み立てます場合も、「別に法令で定めるところによる」とも考えます。また将来さらに別個の法律を作るといふようなことがあつても、それもまた「別に法令で定めるところによる」といふことになるものと考へておきます。

○鈴木壽君 災害対策基本法の百一条を讀んで、いわゆる災害対策に対する基本法を作る際に、こういう規定を置いたということは、現在までの法律の、たとえば災害救助法なりあるいは地方財政法に、災害のために積み立てておけといふような、そういうことがあるけれども、さらに抜本的といふますか、万全を期するために新たな災害対策基金をここにいわば創設するのだ。こういうことではないかと、こう讀んだんですけれども、これはやはりうそになりませんか、そうしますと。

○説明員(松島五郎君) 先ほど御説明申し上げましたように、ここで「別に法令で定めるところにより」といふのは、新しい立法を必ずしも必要とするものではないと考へるのでございまして、もちろん新しい立法そのものを別個に行なうといふことを妨げるものではないが、その法令がないから、別に法令で定めるところによつて積み立てるといふことにはならないと

いふふうに考へております。○鈴木壽君 だから「別に法令で定めるところにより」といふ言葉を今せんざくして「つもりはございませぬが、私が聞きたいのは、端的に新たに、こういうものを、名前も今までの、現在の法律にあるものとは違ひまして、災害対策基金といふ、こういうことになつていきますから、新たなものを作るのか作らぬのか、こういうことなんです。それを予想しておつたのかおらぬのか、こういうことなんです。

○説明員(松島五郎君) 災害につきましては、不時に起こつてくる予想しない問題でございまして、これに対する財政制度をいかに立てるべきかといふことにつきましては、いろいろたゞいま検討を要する問題があるわけでございます。現在の地方財政法において、第九条におきましては、御承知のとおり地方公共団体が処理する事務に要する経費は全額当該地方公共団体が負担するのが原則だとされておりますけれども、その例外の一つとして、第十条の三に「地方税法又は地方交付税法によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なもの」として災害の経費をあげて、これに対しては國が負担をするという規定を置いておるわけでございます。財政制度そのものを考へます基本において、災害といふようなものは通常の状態において予測した財政需要として捕捉することができないわけでございますので、そういうものにとどのような形でもつて対処していくかということになりますと、小さな地方団体を単位として、いついかなる災害がどのような形で起こつても対処し得るような制度を作つていくと

いうことは困難であります。こういう前提に立ちまして、その場合には國が大きくその負担を肩がわりをしていくということ考へられて、現在の制度が立てられておるわけでございます。これがために御承知のとおり、公共土木施設災害復旧費國庫負担法を初めとして各種の災害に対します國の負担法律があるわけでございます。さらにはまた、それ以上の激甚な災害が起きました場合には、さらに地方団体の負担を軽減するための立法措置も、この災害対策基本法をもつて作られたわけでございます。また、そういたしましたけれども、基本的に地方団体の負担が必ずしも全部がゼロになるわけではありませぬので、そういう場合には、さらに何らかの別個の対応措置が必要でございます。今日の段階においては信用制度も相当程度発達してきておりますので、そういう場合にも一応地方負担は起債でもつて処理する。そしてその起債の償還財源を長い将来の地方財政全体の財源の中で処理して、こうといふ建前をとつておることに御承知のとおりでございます。こういうような立て方をいたしておりますので、現在私ども考へておりますのは、地方団体が災害に対処するための不時の支出といふものは、相当部分はこういうような制度によつて吸収される仕組みになつており、またそうあるべきであると考えております。ただ地方団体としても、そういう制度の上に乗らない、いろいろな経費といふものは、災害の場合に起こり得ることがあるわけでございますので、そういう場合に対処するために、地方団体自体としてどういう心がまえが必要であるか、こういう

問題が残されておると思ひるのでございまして、それにつきましては地方財政法等の規定もございまして、年度間の財源を調整するために積立金等を用意しておくという規定もあるわけでございますので、運用によつて私には、今の段階においてはさしたる支障なくやっつけているのではなからうかと、かように考へておる次第でございます。

○鈴木壽君 松島さん、あなたはまたあなたの立場から財政当局として、災害の場合の地方団体等に対する國が行なう手当の問題やら、あるいは地方負担の問題やら、そういうことの実情から新しく対策基金といふようなものをやる必要もないんじゃないか、こういうことだろと思ひます。私は、あなたの立場からそれはいいんです。が、さつきから言つておる通りに、法律の建前からいって一体どうなるのかといふことなであります。しかし私は、はつきりしておかなければならぬ問題だと思ひますから——この法律でこういうことがあつて、これは私讀み方が違つておればともかく、災害対策基金を積み立てなければならぬといふ一つの義務づけ、これは「別に法令の定めるところにより」といふのは、現行のいろいろな災害救助法なり、あるいは地方財政法なりのそれをさすんだ、こういうことであるのか、新たな対策基金といふものの必要性を認めて、それを積み立てさせるための一つの規定なのか、そこを私ははつきりしておけばいいんですから。

○國務大臣(篠田弘作君) 「地方公共団体は、別に法令で定めるところによつて、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害対策基金を積み立てな

ければならない。この「別に法令で定めるところにより」といふことが問題になつてゐるわけでありまして、今参事官からも説明しましたように、現在のところは、今申しましたようないろいろな別に定められておる法令によつて処置するといふ解釈でいいと思ひます。しかしながら将来何らか、それらによつて処置できないという問題が起つた場合には、さらに別の法令を作るといふことはちつとも差しつかえない、こゝろを解釈しております。

○鈴木壽君 現在では、新しく災害対策基金を設定することを予定はしておらない、こういう意味に理解してよろしゅうございませぬか。

○國務大臣(篠田弘作君) それでけつこうであります。

○鈴木壽君 この基本法の第三十五条の、さつき私ちよつと申し上げました第二項の「ホの」ところにある「災害対策基金等の管理に関する事項」。この「災害対策基金等の管理に関する事項」の中に、そうしますと、災害救助法の積み立てやら、あるいは地方財政法に定めてある対害により生じた経費の財源として積み立てなければならぬといふ、そういうものは、一切ここで管理されると、こういうふうなことになるかと。

○説明員(松島五郎君) 現在すでに作られておりますいろいろな災害に対処するための積立金の管理については、この基本計画を定めて行なうといふことになると思ひます。

○鈴木壽君 私、実は、こういう気持も一つはあります。たとえば災害救助法に基づく災害救助基金の積

立てるといふことにはならないと

立てるといふことにはならないと

み立て、これは、積み立ての実情について、いろいろ実問題があると思ふのでありますが、この使ひ方なんかになりますと、私どもがいわゆる災害対策として考えるその使ひ方からしますと、今のこの建前は不十分だ、こういう問題が一つある。それから、地方団体が災害の経費に充てるために積み立てである金の使ひ方というのも、いわゆる災害対策の全部にわたつての使ひ方が、われわれからすると、もつとこういうものにもほしいところ、そこに使えないという問題もあるし、それから、地方団体では、はつきり災害対策の基金として、何といま

は、そういうものを予想しておらないで、現行法の、たとえば災害救助法なり、あるいは地方財政法にあるそういう積み立てを災害対策基金として考えているのだ、こういうふうにしかり理解できないのですが、それでよろしゅうございますか。

○説明員(松島五郎君) 今後の立法論として、災害対策のために特別な基金を考へるか、考へないかという問題につきましては、先ほど大臣からお答えいたしましたように、必ずしも私ども将来の問題として考へる必要はないというのを申し上げておるわけではございません。ただ、現段階において

は、既存の制度の運用によつて、目的は達せられていないのではないかと判断をいたしているわけではございません。で、将来の問題として検討いたします場合に、私どもも過去の経験から、いろいろこういう問題を考へたところ、なかなかなどの辺が適當なものであるかという、その判断というものは、さういふ不十分なもの、なお補充するといひますか、補充するといひますか、そういう立場から新たにこういう基金というものを設定し、そしてそれを——これは別途、法律でももちろん定めるでしょうが——そういうことを予想しておるのじゃないか、また、そうしてほしいという、実は気持もあるのをごさいますね。そうしますと、先ほど来聞いておりましたところでは、今のところでは新たな災害対策基金をここに設定するというのを予想しておらない。将来、あるいは出てくるかもしれないけれども、現在のところでは、

○説明員(松島五郎君) 私のお答え方が、あるいは適切でなかつたかと存じますけれども、災害救助法に基づいて積み立てをやる必要がないということを示し上げたのは、ごさいますね。災害救助法による積み立てという制度が、この法律どおりやっても、実際問題としては先ほど申し上げましたような事情が起るといふことを申し上げたのでございまして、したが、いましを別個の法律として考へます場合には、そういう問題をあわせて考へてい

ますか、帯に短したすぎに長いといふような状態でございまして。そこで、いかなる災害がきても十分対処し得るというふうな大きな額を積み立てておくといふことになりますと、それ自体、また、地方団体にとつては、大きな財政負担になつてくるということも考へなければならぬわけではございません。そういう点をいろいろ考へて参りますと、かりに今後、この問題で新たな法律的な制度を作るといたしましても、どの辺が適正なりやという判断をすることは、非常にむずかしい問題でございます。現在の積立金の制度に

よりましても、たとえば昭和三十六年に、長野県に大災害が起きました際には、県に財政調整資金の積み立てが相当地ございまして。その中から、応急の対策費を用意することができたといふようなこともございまして、やはり金は、全体として運用がある程度弾力的に行なわれるような形でもつて、財政的な調整制度といひますか、その団体における年度間の調整制度というものを設けることのほうが、より實際に合

うのじやなからうかといふふうに、ただいまのところは判断をいたしておるわけでございます。

○鈴木露君 この法の規定の解釈といひますか、あるいは立法の際の考へ方の点は、まず一応、私の考へておつたものと違つたような格好だものですか、これ以上ここで言つても、なかなかうまくいかないのじやないかと思ひますから、まあ早々やめますが、ただ、災害対策に要する臨時的経費、こういうものになりますと、今の災害救助法に基づく災害救助基金、これで

は不十分だし、それからさつきもちよつと触れましたが、都道府県なりあるいは市町村の段階で、災害によるこういう経費のための積み立てといふものは、法にあつても、はつきりした形のものはありません。ですから、それからやはり私は、災害対策ということのために、災害対策の臨時的な経費に充てるということであれば、現行法のそれでやればよいのだと、こういう考へ方では不十分だと思ひ、また、使ひ方等になりますと、さつきもちよつと例として申し上げました災害救助法の金の使ひ方というものは、ほんとうの意味での私どもの考へるところに及ばない使ひ方をしておる。こういうこともありますので、私は、災害対策に要する臨時的経費というものを、もつと広く考へて、いわゆる災害復旧の費用等も、ここである程度地方団体の負担する分については、ここにプールしておくといふようなものにならなければならぬと思ひ、あるいはまた、さつきもちよつと大臣にお聞きする際に申し上げました、いろいろな災害の個人的な補償の問題等においても、やはり考へていかなければならぬのじやないか、こういうことを思つておるわけなのであります。これは、ひとつ、基礎も違ひますから、今ここでこれ以上申し上げても、大臣としても、あるいは自治省としてもあまり的確なことを答へられないでしようからやめますが、この点はやはり今後の問題として、政府部内でも十分私は検討していかなければいけない問題じやないかと、こう思ひますから、その点だけ申し上げて、次に進みたいと思ひます。

○説明員(松島五郎君) 今後のお答え方が、あるいは適切でなかつたかと存じますけれども、災害救助法に基づいて積み立てをやる必要がないということを示し上げたのは、ごさいますね。災害救助法による積み立てという制度が、この法律どおりやっても、実際問題としては先ほど申し上げましたような事情が起るといふことを申し上げたのでございまして、したが、いましを別個の法律として考へます場合には、そういう問題をあわせて考へてい

ますか、帯に短したすぎに長いといふような状態でございまして。そこで、いかなる災害がきても十分対処し得るというふうな大きな額を積み立てておくといふことになりますと、それ自体、また、地方団体にとつては、大きな財政負担になつてくるということも考へなければならぬわけではございません。そういう点をいろいろ考へて参りますと、かりに今後、この問題で新たな法律的な制度を作るといたしましても、どの辺が適正なりやという判断をすることは、非常にむずかしい問題でございます。現在の積立金の制度に

よりましても、たとえば昭和三十六年に、長野県に大災害が起きました際には、県に財政調整資金の積み立てが相当地ございまして。その中から、応急の対策費を用意することができたといふようなこともございまして、やはり金は、全体として運用がある程度弾力的に行なわれるような形でもつて、財政的な調整制度といひますか、その団体における年度間の調整制度というものを設けることのほうが、より實際に合

うのじやなからうかといふふうに、ただいまのところは判断をいたしておるわけでございます。

○鈴木露君 この法の規定の解釈といひますか、あるいは立法の際の考へ方の点は、まず一応、私の考へておつたものと違つたような格好だものですか、これ以上ここで言つても、なかなかうまくいかないのじやないかと思ひますから、まあ早々やめますが、ただ、災害対策に要する臨時的経費、こういうものになりますと、今の災害救助法に基づく災害救助基金、これで

は不十分だし、それからさつきもちよつと触れましたが、都道府県なりあるいは市町村の段階で、災害によるこういう経費のための積み立てといふものは、法にあつても、はつきりした形のものはありません。ですから、それからやはり私は、災害対策ということのために、災害対策の臨時的な経費に充てるということであれば、現行法のそれでやればよいのだと、こういう考へ方では不十分だと思ひ、また、使ひ方等になりますと、さつきもちよつと例として申し上げました災害救助法の金の使ひ方というものは、ほんとうの意味での私どもの考へるところに及ばない使ひ方をしておる。こういうこともありますので、私は、災害対策に要する臨時的経費というものを、もつと広く考へて、いわゆる災害復旧の費用等も、ここである程度地方団体の負担する分については、ここにプールしておくといふようなものにならなければならぬと思ひ、あるいはまた、さつきもちよつと大臣にお聞きする際に申し上げました、いろいろな災害の個人的な補償の問題等においても、やはり考へていかなければならぬのじやないか、こういうことを思つておるわけなのであります。これは、ひとつ、基礎も違ひますから、今ここでこれ以上申し上げても、大臣としても、あるいは自治省としてもあまり的確なことを答へられないでしようからやめますが、この点はやはり今後の問題として、政府部内でも十分私は検討していかなければいけない問題じやないかと、こう思ひますから、その点だけ申し上げて、次に進みたいと思ひます。

○説明員(松島五郎君) 今後のお答え方が、あるいは適切でなかつたかと存じますけれども、災害救助法に基づいて積み立てをやる必要がないということを示し上げたのは、ごさいますね。災害救助法による積み立てという制度が、この法律どおりやっても、実際問題としては先ほど申し上げましたような事情が起るといふことを申し上げたのでございまして、したが、いましを別個の法律として考へます場合には、そういう問題をあわせて考へてい

ますか、帯に短したすぎに長いといふような状態でございまして。そこで、いかなる災害がきても十分対処し得るというふうな大きな額を積み立てておくといふことになりますと、それ自体、また、地方団体にとつては、大きな財政負担になつてくるということも考へなければならぬわけではございません。そういう点をいろいろ考へて参りますと、かりに今後、この問題で新たな法律的な制度を作るといたしましても、どの辺が適正なりやという判断をすることは、非常にむずかしい問題でございます。現在の積立金の制度に

よりましても、たとえば昭和三十六年に、長野県に大災害が起きました際には、県に財政調整資金の積み立てが相当地ございまして。その中から、応急の対策費を用意することができたといふようなこともございまして、やはり金は、全体として運用がある程度弾力的に行なわれるような形でもつて、財政的な調整制度といひますか、その団体における年度間の調整制度というものを設けることのほうが、より實際に合

うのじやなからうかといふふうに、ただいまのところは判断をいたしておるわけでございます。

○鈴木露君 この法の規定の解釈といひますか、あるいは立法の際の考へ方の点は、まず一応、私の考へておつたものと違つたような格好だものですか、これ以上ここで言つても、なかなかうまくいかないのじやないかと思ひますから、まあ早々やめますが、ただ、災害対策に要する臨時的経費、こういうものになりますと、今の災害救助法に基づく災害救助基金、これで

は不十分だし、それからさつきもちよつと触れましたが、都道府県なりあるいは市町村の段階で、災害によるこういう経費のための積み立てといふものは、法にあつても、はつきりした形のものはありません。ですから、それからやはり私は、災害対策ということのために、災害対策の臨時的な経費に充てるということであれば、現行法のそれでやればよいのだと、こういう考へ方では不十分だと思ひ、また、使ひ方等になりますと、さつきもちよつと例として申し上げました災害救助法の金の使ひ方というものは、ほんとうの意味での私どもの考へるところに及ばない使ひ方をしておる。こういうこともありますので、私は、災害対策に要する臨時的経費というものを、もつと広く考へて、いわゆる災害復旧の費用等も、ここである程度地方団体の負担する分については、ここにプールしておくといふようなものにならなければならぬと思ひ、あるいはまた、さつきもちよつと大臣にお聞きする際に申し上げました、いろいろな災害の個人的な補償の問題等においても、やはり考へていかなければならぬのじやないか、こういうことを思つておるわけなのであります。これは、ひとつ、基礎も違ひますから、今ここでこれ以上申し上げても、大臣としても、あるいは自治省としてもあまり的確なことを答へられないでしようからやめますが、この点はやはり今後の問題として、政府部内でも十分私は検討していかなければいけない問題じやないかと、こう思ひますから、その点だけ申し上げて、次に進みたいと思ひます。

○説明員(松島五郎君) 今後のお答え方が、あるいは適切でなかつたかと存じますけれども、災害救助法に基づいて積み立てをやる必要がないということを示し上げたのは、ごさいますね。災害救助法による積み立てという制度が、この法律どおりやっても、実際問題としては先ほど申し上げましたような事情が起るといふことを申し上げたのでございまして、したが、いましを別個の法律として考へます場合には、そういう問題をあわせて考へてい

ますか、帯に短したすぎに長いといふような状態でございまして。そこで、いかなる災害がきても十分対処し得るというふうな大きな額を積み立てておくといふことになりますと、それ自体、また、地方団体にとつては、大きな財政負担になつてくるということも考へなければならぬわけではございません。そういう点をいろいろ考へて参りますと、かりに今後、この問題で新たな法律的な制度を作るといたしましても、どの辺が適正なりやという判断をすることは、非常にむずかしい問題でございます。現在の積立金の制度に

よりましても、たとえば昭和三十六年に、長野県に大災害が起きました際には、県に財政調整資金の積み立てが相当地ございまして。その中から、応急の対策費を用意することができたといふようなこともございまして、やはり金は、全体として運用がある程度弾力的に行なわれるような形でもつて、財政的な調整制度といひますか、その団体における年度間の調整制度というものを設けることのほうが、より實際に合

かなければならないであろうという意
味で申し上げたのでありまして、現在
ある法律を無視してとか、実情に合わ
ぬから無視していいんだと、そういう
ようなことを申し上げているつもりは
いささかもございません。

○鈴木壽君 都道府県の決算を見ます
と、三十五年でも六年度でも、この
法にきめられたような、それに合っ
ている積み立てをしている都道府県とい
うものはあまりないですね。計算を
してみますと違ふんですね。だから、
私は、一応建前としてはこういうふう
な率で積み立てるといふのであるか
ら、それと間に合つかうか間に合わぬと
かという問題は別にしまして、やはり
各都道府県でもそれにあまかけ離れ
たようなことはすべきじゃないんじや
ないか、こういうことなんです。

○説明員(松島五郎君) 災害救助法の
問題でございますので、私あまり詳し
いことを存じませんが、金で積み立て
ることもできますし、物資で持つてい
ることもできますように、たしかかつて
いたと思います。おそらく報告は物資
の分を除きました金の分だけではない
かと思いますが、いずれにいたしまし
ても、法律の規定に従ってなされるべき
ことは当然でありますので、厚生省と
も十分連絡をいたしまして、法律の適
正な運営が行なわれますよう、今後十
分留意して参りたいと思ひます。

○鈴木壽君 ちょっと参事官、この法
をごらん下さいよ。今の災害救助法の
三十七条、三十八条に金を率をきめて
ありますし、積み立ての一つの義務と
して、最低限として五百万円に満たな
いものは五百万円にしなければなら
ないという、金ではつきり率をきめてお

る。私の言うのは物のことじゃなく
て、この金の面で違つていやしな
い、こういうことなんです。

○説明員(松島五郎君) 先ほども申し
上げましたように、法律の規定どおり
に実行されますように、私も努力し
て参りたいと思ひます。

○鈴木壽君 災害対策のいよいよ臨時
的な経費に充てるための災害対策基金
という問題につきまして、私大臣
に——これ以上やめますが、ひとつ、
現行のそれを、そのままここでは意味
しておるのだとするならば、これはや
はり根本的に考えていかなければいけ
ない問題があると思ひますから、自治
大臣に關係しない、厚生大臣の災害救
助法もありますし、いろいろあります
が、政府としてこの問題について、ひ
とつ前進的な意味での措置を、検討し
てやっていただきたいということ、
要望的なことの御質問として、お心が
まえをお聞きして終わりにしたいと思
ひます。

○国務大臣(篠田弘作君) 災害対策の
問題は非常に重要な、国民の生命に関
する問題でございますから、お説のよ
うな前向きな姿勢で今後研究、努力を
したい、こう思ひます。

○林虎雄君 大臣と行政局長にお伺い
いたしたいと思います。
消防法の改正の主眼点は、日本消防
検定協会を設立して、機械器具を従来
の任意検定から強制検定制度にする
ということ、それから救急業務の市町村
への義務づけという点が中心のよう
にうかがわれますが、大体この救急業務
につきましては、政令で定める基準に
該当する市町村ということになるよう

であります。まあ、おおむね十
万程度の人口の市町村ということが対象のよ
うであります。そこで現在は十
万に満たないでも、市町村の合併が進められ
ている市町村で、やがて十
万になれば、当然そういう義務を持たなければ
いけないと思ひます。そこで直接關係
はございませんけれども、市町村合併
につきましても、全国的には進んで
現在残つておられますのは、合併が非常
に困難な、また紛糾している市町村が
残つていないかと思ひます。ご
ざいます、その中でお伺いいたした
いと思ひます。これは、兵庫県の赤穂市
と、岡山県の日生町との合併問題が今
日まで紛糾しているようであり
ます。越前合併でありますから、当然困難な
点はわかりますけれども、現在この紛
糾しておりますために当該住民が非常
に困つておられる。今では合併でもい
いし、現状維持でもいいが、早く解決を
してもらいたいという、非常に切実な
要望があるようでございます。大臣に
も昨年の夏の夏ごろでありますか、陳
情をいたしまして、至急に解決をは
かっていたらいいというところに要望
してあるのであります。現在の事情
を承りたいと思ひます。

○国務大臣(篠田弘作君) 日生のほう
からしばしば婦人代表その他の方々が
見えまして、長い間の地理的並びに歴
史的な關係から、どうしても自分たち
の生活というものが赤穂に密着して
おる、たとえば子供が学校に通うにいた
しまして、あるいはまた商売をやる
にいたしまして、赤穂と非常に關係が
深い。そういうような關係で、どうし
ば赤穂に入りたいたいということでは
し見えまして、中には泣きながら頼

むというようなきわめて深刻な場面も
あるわけでありまして、そこで前の安井
大臣のときから、岡山、兵庫、両県知
事の間において話し合いをするように
ということ、話し合いをすればさ
したようでありまして、その話し合い
の結論というものは依然として出てお
らんようなんです。で、私そのとき
に、その日生の婦人連中が代表で見え
たときに、両方でそうがんばられても
どうにもならない。結論としてはやは
り審議会の答申の最後に住民投票をさ
せろということがあつた。どうしても知
事の間には話がかたない、またその両
部落民の間にも話がかたないというこ
とであれば、これはやはり審議会の答
申どおり住民投票をさせるよりほかに
いじやないか。自治大臣としてはそれ
以上の方法は考えられないという答弁
をいたしました。たまたまそれが流れ
まして、岡山県選出の代議士から、も
うあなたの顔は見るのもいやだとい
うようなことを申されまして、私も非常
に困つておられるわけでありまして、それ
からまた、こういうことも言われまし
た。自治大臣が審議会の答申に従つて
住民投票をさせるといふならさして
ろ、われわれは三百戸ぐらいバラック
を建てて、三月前かそこそこに住み込
めば住民投票の資格がある。そうすれ
ば日生の部落民がなんぼがんばつて
たつて、反対側のほうから三百戸か四
百戸バラックを建てて三月前か住
んでおれば、もう住民投票には勝てる
のだから、やれるならやってみる、と
いうような話もありまして、日生のほ
うからは嘆願の形において来ておられ
ますし、岡山県側から私のところに来ら
れる方は強い反対の意思を持つて来て

おられます。はたしてバラックを建て
るかどうかというようなことは、や
つてみなければわかりませんけれども、
そこでこの間、清瀬——こんなことを
言つていいかどうかかわかりませんが、
清瀬衆議院議長が見えまして、何とか
大臣のところまでこの問題の解決がつか
ないかというお話があつた。私そのと
きに申し上げたのは、私のところで解
決するということになればもう住民投
票の方法はありません。それで岡山県
のほうの代議士に比較的強い反対があ
るけれども、あなたの方のほうにはそん
なに、ぜひ向かわなくちゃならんとい
うような強い熱意もないように私は従
来思つていた。そこでもし、あなたの
ほうにそういう強い意思があるなら
ば、私がまん中に入つて苦しんでいる
のだから、ひとつあなたのほうの強い
意思もお出しになつて、岡山県側と、
国会と申しますか議員として、ひとつ
お話し願えないかという話までいたし
ておられるわけでありまして、そのとき清
瀬議長は、いや、われわれは非常に強
い熱意を持つておるのだけれども、た
またま政務次官と大臣が岡山県と兵庫
県の出身であつたために遠慮して、実
は強い意思を出さずにおるんだとい
うことで、まことにこの問題につきま
して私もしぶん就任以来苦慮いたして
おりますが、できればそういうような
バラックを建てて住むとか、あるいは
場合によっては血の雨が降るかもしれ
ないとか、そういうようなことのない
ような方法で、両県の代表、知事等
きなければ、国会というところ
で、ひとつもう少し話し合いをし
てもらつたらどうか、現在そういうふ
うに考えておる次第でございます。

おられます。はたしてバラックを建て
るかどうかというようなことは、や
つてみなければわかりませんけれども、
そこでこの間、清瀬——こんなことを
言つていいかどうかかわかりませんが、
清瀬衆議院議長が見えまして、何とか
大臣のところまでこの問題の解決がつか
ないかというお話があつた。私そのと
きに申し上げたのは、私のところで解
決するということになればもう住民投
票の方法はありません。それで岡山県
のほうの代議士に比較的強い反対があ
るけれども、あなたの方のほうにはそん
なに、ぜひ向かわなくちゃならんとい
うような強い熱意もないように私は従
来思つていた。そこでもし、あなたの
ほうにそういう強い意思があるなら
ば、私がまん中に入つて苦しんでいる
のだから、ひとつあなたのほうの強い
意思もお出しになつて、岡山県側と、
国会と申しますか議員として、ひとつ
お話し願えないかという話までいたし
ておられるわけでありまして、そのとき清
瀬議長は、いや、われわれは非常に強
い熱意を持つておるのだけれども、た
またま政務次官と大臣が岡山県と兵庫
県の出身であつたために遠慮して、実
は強い意思を出さずにおるんだとい
うことで、まことにこの問題につきま
して私もしぶん就任以来苦慮いたして
おりますが、できればそういうような
バラックを建てて住むとか、あるいは
場合によっては血の雨が降るかもしれ
ないとか、そういうようなことのない
ような方法で、両県の代表、知事等
きなければ、国会というところ
で、ひとつもう少し話し合いをし
てもらつたらどうか、現在そういうふ
うに考えておる次第でございます。

おられます。はたしてバラックを建て
るかどうかというようなことは、や
つてみなければわかりませんけれども、
そこでこの間、清瀬——こんなことを
言つていいかどうかかわかりませんが、
清瀬衆議院議長が見えまして、何とか
大臣のところまでこの問題の解決がつか
ないかというお話があつた。私そのと
きに申し上げたのは、私のところで解
決するということになればもう住民投
票の方法はありません。それで岡山県
のほうの代議士に比較的強い反対があ
るけれども、あなたの方のほうにはそん
なに、ぜひ向かわなくちゃならんとい
うような強い熱意もないように私は従
来思つていた。そこでもし、あなたの
ほうにそういう強い意思があるなら
ば、私がまん中に入つて苦しんでいる
のだから、ひとつあなたのほうの強い
意思もお出しになつて、岡山県側と、
国会と申しますか議員として、ひとつ
お話し願えないかという話までいたし
ておられるわけでありまして、そのとき清
瀬議長は、いや、われわれは非常に強
い熱意を持つておるのだけれども、た
またま政務次官と大臣が岡山県と兵庫
県の出身であつたために遠慮して、実
は強い意思を出さずにおるんだとい
うことで、まことにこの問題につきま
して私もしぶん就任以来苦慮いたして
おりますが、できればそういうような
バラックを建てて住むとか、あるいは
場合によっては血の雨が降るかもしれ
ないとか、そういうようなことのない
ような方法で、両県の代表、知事等
きなければ、国会というところ
で、ひとつもう少し話し合いをし
てもらつたらどうか、現在そういうふ
うに考えておる次第でございます。

おられます。はたしてバラックを建て
るかどうかというようなことは、や
つてみなければわかりませんけれども、
そこでこの間、清瀬——こんなことを
言つていいかどうかかわかりませんが、
清瀬衆議院議長が見えまして、何とか
大臣のところまでこの問題の解決がつか
ないかというお話があつた。私そのと
きに申し上げたのは、私のところで解
決するということになればもう住民投
票の方法はありません。それで岡山県
のほうの代議士に比較的強い反対があ
るけれども、あなたの方のほうにはそん
なに、ぜひ向かわなくちゃならんとい
うような強い熱意もないように私は従
来思つていた。そこでもし、あなたの
ほうにそういう強い意思があるなら
ば、私がまん中に入つて苦しんでいる
のだから、ひとつあなたのほうの強い
意思もお出しになつて、岡山県側と、
国会と申しますか議員として、ひとつ
お話し願えないかという話までいたし
ておられるわけでありまして、そのとき清
瀬議長は、いや、われわれは非常に強
い熱意を持つておるのだけれども、た
またま政務次官と大臣が岡山県と兵庫
県の出身であつたために遠慮して、実
は強い意思を出さずにおるんだとい
うことで、まことにこの問題につきま
して私もしぶん就任以来苦慮いたして
おりますが、できればそういうような
バラックを建てて住むとか、あるいは
場合によっては血の雨が降るかもしれ
ないとか、そういうようなことのない
ような方法で、両県の代表、知事等
きなければ、国会というところ
で、ひとつもう少し話し合いをし
てもらつたらどうか、現在そういうふ
うに考えておる次第でございます。

おられます。はたしてバラックを建て
るかどうかというようなことは、や
つてみなければわかりませんけれども、
そこでこの間、清瀬——こんなことを
言つていいかどうかかわかりませんが、
清瀬衆議院議長が見えまして、何とか
大臣のところまでこの問題の解決がつか
ないかというお話があつた。私そのと
きに申し上げたのは、私のところで解
決するということになればもう住民投
票の方法はありません。それで岡山県
のほうの代議士に比較的強い反対があ
るけれども、あなたの方のほうにはそん
なに、ぜひ向かわなくちゃならんとい
うような強い熱意もないように私は従
来思つていた。そこでもし、あなたの
ほうにそういう強い意思があるなら
ば、私がまん中に入つて苦しんでいる
のだから、ひとつあなたのほうの強い
意思もお出しになつて、岡山県側と、
国会と申しますか議員として、ひとつ
お話し願えないかという話までいたし
ておられるわけでありまして、そのとき清
瀬議長は、いや、われわれは非常に強
い熱意を持つておるのだけれども、た
またま政務次官と大臣が岡山県と兵庫
県の出身であつたために遠慮して、実
は強い意思を出さずにおるんだとい
うことで、まことにこの問題につきま
して私もしぶん就任以来苦慮いたして
おりますが、できればそういうような
バラックを建てて住むとか、あるいは
場合によっては血の雨が降るかもしれ
ないとか、そういうようなことのない
ような方法で、両県の代表、知事等
きなければ、国会というところ
で、ひとつもう少し話し合いをし
てもらつたらどうか、現在そういうふ
うに考えておる次第でございます。

○林虎雄君 両県合併のむつかしいこと、非常に紛糾することはよくわかっております。私も長野県の岐阜県との境の問題で、現在解決をしましたが、まだごたごたしておるような事情で、よくわかっておりますが、この両県の政治的な立場というものはよくわかるわけでありまして、一番不幸なものは当該日生町の住民であると思っております。そこで地元のある住民は、いづれにしてもいいから早くきまりをつけて、町を平穏にしたい。現在では全く自治の機能というものは麻痺しておる状態である。こういう事態でありますので、国としても両県に対して積極的な調整といえますか、指導をしていただいで、早急に解決できるように御努力をお願いしたいということに要望しまして、質問を打ち切ります。

○国務大臣(藤田弘作君) 御要望の趣旨に答えて努力いたしますが、今申し上げたような状態でなかなか早急に解決するという見込みは私も実は今たつておりません。早急に解決する線に向かつて努力すると申しますと、ちょっとどうなるんじやないかと実は私考するほど、はなはだ困難であるということ、ひとつよく御認識を願いたい、そう私は考えております。

○林虎雄君 ぜひ積極的に努力を、放任しないで御努力をお願いしたいと思います。

○国務大臣(藤田弘作君) 努力はもう積極的に努力いたします。

○委員長(石谷憲男君) 他に御質疑はございませんか。

○委員長(石谷憲男君) 他に御発言もございませんか。

○委員長(石谷憲男君) 他に御発言もございませんか。

○委員長(石谷憲男君) 他に御発言もございませんか。

ないようでございますから、両案についての質疑は終了したものと認め、これより両案を一括して討論を行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○委員長(石谷憲男君) 別に御意見もないようでございますから、両案についての討論は終局したものと認め、これより両案について採決を行ないます。

まず、消防法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。

○委員長(石谷憲男君) 全会一致であります。

次に、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。

○委員長(石谷憲男君) 全会一致であります。

午後一時五十分開会

選についてお諮りいたします。理事西田信一君から、本日付をもって都合により理事を辞任したいとの申し出がございまして、これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(石谷憲男君) 御異議ないと認めます。それでは直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、前例によりその方法を省略いたしました。委員長の指名によることに御一任願いたいと存じますが、さよう取り運ぶことに御異議ございませんか。

○委員長(石谷憲男君) 御異議ないと認めます。それでは委員長から西郷吉之助君を理事に指名いたします。

○委員長(石谷憲男君) 次に、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(佐久間彌君) お手元に御配付申し上げております法律案要綱によりまして御説明申し上げます。

本法律案は、国の公務員につきましては、恩給法等の一部を改正する法律案を別途御審議いただいておりますが、これに伴いまして地方公務員につきましても同様の措置を講じようというところでございます。その第一は、外国特許法人職員期間の通算の問題でございます。今回恩給法の一部を改正する法律の一部改正におきまして、旧南満州鉄道株式会社等の外国特許法人に在職をいたしました者の職員期間を有する組合員につきまして、外国政府職員に在職いたしました期間を有する者等に

対する措置と同様に、通算できるように措置を講ずることについてさうとうとうでございます。

第二番目は、公務による廃疾年金の最低保障の引き上げの点でございます。公務上の傷病による廃疾年金の最低保障額につきましては、扶養家族のある者につきましては被扶養者一人につきまして四千八百円の加算がされることになっておりますが、そのうち組合員の退職後に出生した子にかかる部分につきましては二千四百円になっておったわけでございますが、今回恩給法の改正におきましては、それらの子につきましても四千八百円に引き上げることにされましたので、これと同様な改正をいたさうとうとうでございます。

第三は、地方職員共済組合等が支給する国の新法の規定による長期給付等の額の改定等の点でございますが、地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合のいわゆる三共済につきまして、地方公務員共済組合法が施行前にすでに退職をいたしました給付を受けております者につきまして、法におきましては、従前の例によるという規定がされておったわけでございまして、その従前の例による規定につきましても、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律に上ります措置と同様の措置を講ずるようにならうとうとうでございます。

第四番目は、旧恩給組合法の退職料等の年額の改定等の点でございますが、恩給組合につきましては、地方公務員共済組合法の成立に伴いまして恩給組合法を廃止をされておりますので、地方公務員共済組合法が施行になります前に退職をいたしました者につきまして、すでに受給をいたしております者につきましても、施行法におきましてそれぞれ措置をいたしておたわけでございまして、そこで、今回の恩給法の改正と同様の内容のことを施行法に規定をいたすことにならうとうとうでございます。

規定の内容は、第一番目は、恩給法の場におきまして、従来一万二千元ベースから一万五千元ベースに引き上げました際に、その増額分を六十才に達するまでは停止されておたのでございまして、今回の恩給法の改正におきまして、その停止を解除することにならうとうとうでございます。それと同様の措置を恩給組合につきましても講じようとうとうでございます。

第二番目は、先ほど申し上げました公務廃疾による増加退職料等の受給者でございますが、これにつきましても、退職後出生した子女の扶養加給額を二千四百円から四千八百円に引き上げるということにならうとうとうでございます。

第三番目は、加算年を基礎といたしまして普通恩給の受給者の恩給公務員期間を通算して支給される退職料の年額の算出率でございますが、これは年限を加算をいたしまして初めて普通恩給年限に達する者の恩給年額を算出したし、また場合には、実在職期間が百五十分の五十でございますが、その年限に不足いたします一年ごとに百五十分の三・五といういわゆる減算率を乗じておるわけでございまして、その減算率を百五十分の三・五でございましたのを、百五十分の二・五に緩和をいたさうとうとうでございます。なお、そ

で、地方公務員共済組合法が施行になります前に退職をいたしました者につきましても、すでに受給をいたしております者につきましても、施行法におきましてそれぞれ措置をいたしておたわけでございまして、そこで、今回の恩給法の改正と同様の内容のことを施行法に規定をいたすことにならうとうとうでございます。

第二部 地方行政委員会会議録第十三号 昭和三十八年三月十四日【参議院】

午後一時五十分開会

一

れと同時に、最低保障率を百五十分の二十二から百五十分の二十五に引き上げることにいたそうというものでございませう。

第四は、旧南満州鉄道株式会社等の外国特殊法人の職員期間を有する者につきまして、先ほど申し上げましたと同様な措置を講じようということでございます。

第五番目は、三及び四の措置によりまして追加費用が増加することになるわけでございますが、その負担は政令で定めるところによりまして、国、地方公共団体、または組合が、一般の追加費用の負担と同様な方式で負担をすることにいたそうとするものでございます。

その他若干の規定の整備をはかることになっております。

一から四までのその措置は、昭和三十八年十月一日から実施することにしたそうとするものでございます。

○委員長(石谷憲男君) それではこれより質疑を行います。御質疑の方は、順次御発言を願います。

○鈴木壽君 これに関連をして、今の改正に関連してであります。この前、地方公務員共済組合ができる際に、私もその適用するといいますが、それに加入できる職員として、当時の法には入っておらなかった地方自治関係団体の職員あるいは健康保険組合関係の職員、こういう者についてもすみやかにこの適用を受けられるようにという附帯決議をしたのであります。が、当時、それに対して政府では、決議の趣旨に沿って努力をするというお答えであったのですが、そういうことについて、現在のところ何か準備を

しておられることがございますか。

○政府委員(佐久間重君) お尋ねの問題につきましても、附帯決議の御趣旨もございましたので、自治省といたしましては、できませんれば今度の国会に提案いたすことができませんように努力をいたしたわけでございますが、政府部内におきまして、関係省庁との意見の調整が、今国会提出にはどうも見通しが不可能のような状況でございます。したので、政府といたしましては、ただいまのところ、今国会に提案をいたすという状況にはないのでございませう。ただ漏れ承りますと、議員立法の形でお進めになるというお話が当院のほうからございまして、私も主官課のほうで、技術的に法案の作成等についてはただいま御協力を申し上げておる状況でございます。

○鈴木壽君 自治省としては、附帯決議のそれを実現するために、それが適当と考え、また、その実現のために努力をしてきたのだ、こういうふうにご理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(佐久間重君) さようございませう。

○鈴木壽君 これは政府部内の意見の一致を見ることのできない今の段階だと、こういうことでございますが、あまり内部のことでもございませうが、せるといふことも少し罪のようでありませうから、そこまで立ち入りませんが、私も、自治省以外のところでこの問題についてはもうちょっと待ってこれというふうな意向を強く持つておるところがあるというのを聞いておるのであります。それはしかし、その趣旨には必ずしも反対だといひはない、時期的な問題としてそうだと

いうことで、ただ私も先ほど申しましたように、当時附帯決議をして、これは参議院だけではない、衆議院段階でもたしかついていたと思ひますから、いわば両院の、国会全部の意思の現われだ、こう思ふのでありませう。これはまたそれに対して善処を約束したからには、できるだけ早くそういうものが実現できるようにしてやらなければならぬと思ふのであります。そこで、私も実はあなたからお話がありましたように、議員立法の形ではつきりさしと思つておるのでございませう。やはり政府としてはこれに対して踏み切ることができない段階だと、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(佐久間重君) 関係省との間におきます意見の相違というものが、今国会中に調整できる見通しは、率直に申し上げて私どもはないというふうにご承知しております。

○鈴木壽君 まあここまで言つていかどうかわかりませんが、厚生省あたりだ、これはまあたまたま、厚生省の関係の健康保険組合関係の職員について、まあそういう態度でありますけれども、他の同じような、たとえば厚生年金の関係の人たちとか、そういうものとのそれを考えておられるようでありませう。それはそれとして、考え方としてそういうこともあると思ひます。が、いずれそれについても、厚生年金関係のそれも含めてやるというのであ

れば、時期がもっと早ければいいわけですが、その時期がなかなかずつと先のほうだといふふうになりますと、せつかく私どもが考え、あるいはま

た、当時政府も賛成をした答弁をしておるのでありますから、それがおくれおくれと実現がでないわけですね。おくれおくれといふのは私は残念だと思ふ。まあこれは厚生省の人たちに言うべきことではございませうから、あなたの方に言つても何でありますけれども、しかし、今の健康保険関係の職員のことをひとつ解決することが、またある意味においては他のものに対する前進といふような形で早い機会にそういうものが実現できるのじゃないかと思ふので、これはお話し合いの段階では、くどいようでありませうけれども、あなたの方の政府部内での話ではまあ見込みがないと、こういうことのように先ほど承つたんですが、やっぱりそうなんではしょうか。

○政府委員(佐久間重君) 全然見込みがないといふことは、これは断言することはできないと思ひますが少なくとも今国会は提案に間に合うように意見の調整をはかるといふことは、どうも見込みがないといふふうには申し上げていいかと思ひます。

○鈴木壽君 今おっしゃつた見込みがないといふのは、厚生省あたりの主張はどういうことなんでしょう。もし差はどうかえなかつたら、あなたの方が折衝の過程で、あなたの方で差はつかえなかつたら、ひとつ厚生省あたりの主張を聞いておきたいと思ひますけれども、いかがでございませうか。

○政府委員(佐久間重君) この共済組合の対象とするものにつきましては、公務員に限定すべきであつて、それ以外の職員につきましては、団体の職員につきましても、これは厚生年金の制

度によつて行なうべきである。それに對しまして、私どもは農林団体の団体職員の共済組合といふようなものもあるじゃないかといふことを申し上げるわけでございますが、これは社会保障制度審議会でも非常に論議のあつたところであり、むしろその当時の政府としては、以後そういうような公務員でない団体職員について、共済組合を作るといふことはいたさないといふ申し合はせも閣議であつたような話も聞いておるわけでありまして、そういうことと公務員以外の者は厚生年金でいくことにいついていろいろ問題があるならば厚生年金の内容を改善することにいつて善処すべきである、こういう非常に強い主張を私どもは伺つておるわけでございます。

○鈴木壽君 その考え方もひとつ理屈はあると思ひますが、ただそういうことになりませうと、地方自治関係団体の職員でもこれは現在考えておるいわゆる公務員であるかどうかといふことはやっぱり問題がたかさんあると思ふので、ただ、しかし、仕事の内容、そういう点から言つてやはりわれわれは言葉は悪いかもしれぬが、公務員あるいは公務員に準じた者の、そういう仕事の内容であり、取り扱ひをすべきだ、こういう附帯決議になつたのです。少しあるいは幅を広げたようなことになるかもしれぬけれども、やっぱり勤務の実態等から言つて、厳密な身分関係からすれば公務員ではないけれども、それに準じたあるいは同等の者として取り扱ひべきだといふことな

ら、いわば一つの私どもはそういう方々に対する何といふか、こういう制度を作ることによつての利益を受けさせ

た、当時政府も賛成をした答弁をしておるのでありますから、それがおくれおくれと実現がでないわけですね。おくれおくれといふのは私は残念だと思ふ。まあこれは厚生省の人たちに言うべきことではございませうから、あなたの方に言つても何でありますけれども、しかし、今の健康保険関係の職員のことをひとつ解決することが、またある意味においては他のものに対する前進といふような形で早い機会にそういうものが実現できるのじゃないかと思ふので、これはお話し合いの段階では、くどいようでありませうけれども、あなたの方の政府部内での話ではまあ見込みがないと、こういうことのように先ほど承つたんですが、やっぱりそうなんではしょうか。

運営者の職員から引き続いて組合員となつたものを含むが施行日から六十日以内に、その者の昭和三十七年十二月一日以後の引き続き大会運営者の職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したときの組合法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を当該地方公務員共済組合に申し出た場合におけるその者に係る在職期間の通算、長期給付の支払の差止、費用の負担その他の組合法の長期給付に関する経過措置については、施行法第二百二十八条の規定の例による。

昭和三十八年三月二十七日印刷

昭和三十八年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局